

ゴルファー保険の概要

1. 補償の対象者

十六DCゴールドカード会員および十六JCBゴールドカードの本人会員
※家族会員および一部の提携ゴールドカード会員は対象外です。

2. 補償の概要

ゴルフ競技中等、ゴルフ場などで誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊した場合に、法律上の賠償金をお支払いします。

また、ゴルフ場等敷地内におけるご自身の傷害、およびゴルフ用品の盗難、もしくはゴルフクラブの破損等、およびホールインワンを達成した場合に記念パーティー開催等にかかる費用についても、保険金をお支払いします。

3. 補償内容およびお支払限度額※1※2

下記補償内容は、2017年4月1日以降から有効となります。

補償内容	お支払限度額
第三者に対する賠償責任	1億円
ゴルフ用品の損害	3万円
ご自身の傷害（死亡・後遺障害）	50万円
ホールインワン・アルバトロス費用	20万円

※1 これまで、十六DCゴールドカードのゴルファー保険にご加入いただいていた会員の皆様につきましては、2017年4月1日以降、「第三者に対する賠償責任」のお支払限度額が300万円から1億円へと増額されます。

※2 同種の保険に複数ご加入の場合、「ご自身の傷害」および「ホールインワン・アルバトロス費用」に関しては、その中で最も高い保険金額がお支払限度額となります。また、他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。

保険の内容、サービス等に関するお問い合わせ先

株式会社十六カード 会員部

Tel : 0120-16-3916 (受付時間 : 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

事故に関するお問い合わせ先

【取扱代理店】共栄ライフパートナーズ株式会社

Tel : 058-265-2361 (受付時間 : 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

※ゴールドカードを退会（解約）された場合は本サービスの対象となりません。

※上記は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など、詳細については、引受保険会社の普通保険約款および特別条項に基づきます。

なお、保険適用可否等については、引受保険会社が定める所定の手続きによって行われますので、あらかじめご了承ください。

※本サービスを終了するときはホームページ等でご案内します。